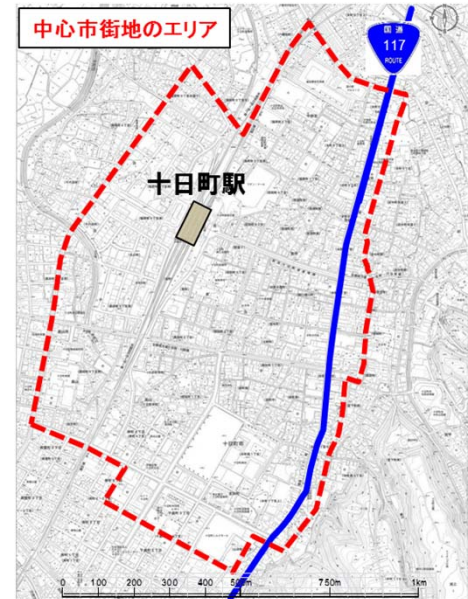
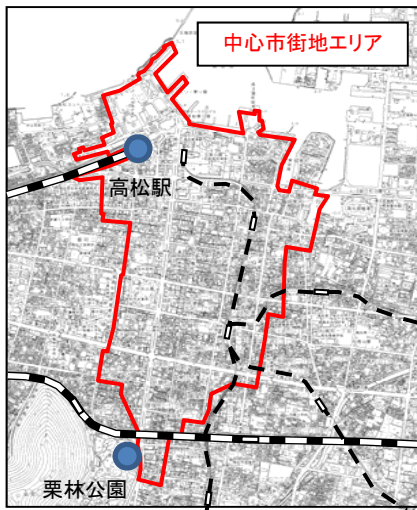


第20回認定 中心市街地活性化基本計画の概要

2期認定 香川県高松市

- エリア: 高松駅～栗林公園周辺地域
- 目標: にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指す
- 主な取組内容
 - ・商店街情報発信事業 (情報発信システムを整備)
 - ・高松丸亀町商店街回遊性向上事業 (商店街の西棟と東棟を繋ぐ渡り廊下を設置)
 - ・高松中央商店街南部3町共同住宅供給事業 (空き店舗を活用しアパートを整備)

目標指標	現状値(H24)	目標値(H29)
市全体に対する中心市街地の居住人口の割合	4.8%	5.1%
休日歩行者通行量	131,878人	141,000人
空き店舗率	16.6%	14.9%



新規認定 新潟県十日町市

- エリア: 十日町駅～国道117号線の区域
- 目標: 雪国でも快適に安心して暮らせ、歩いて楽しい、いきいきとまちづくり活動ができるまちを目指す
- 主な取組内容
 - ・サービス付き高齢者住宅整備事業
 - ・ファミリー向け都市型住宅整備事業
 - ・産業・文化発信館整備事業(きものや現代アートなどの地域資源の情報発信と体験交流機能を有した商業施設)
 - ・コミュニティガーデン整備事業(遊休地を活用)

目標指標	現状値(H23)	目標値(H29)
人口の社会動態	▲85人※1	プラスに※2
平日歩行者・自転車通行量	5,841人	6,400人
文化・活動施設の利用者数及び野外活動者数	126,682人※1	150,000人

※1: 平成19年～23年の平均 ※2: 平成25年～29年の合計

中心市街地活性化法の概要

【経緯】

☆「商業調整」から「まちづくり3法」へ。

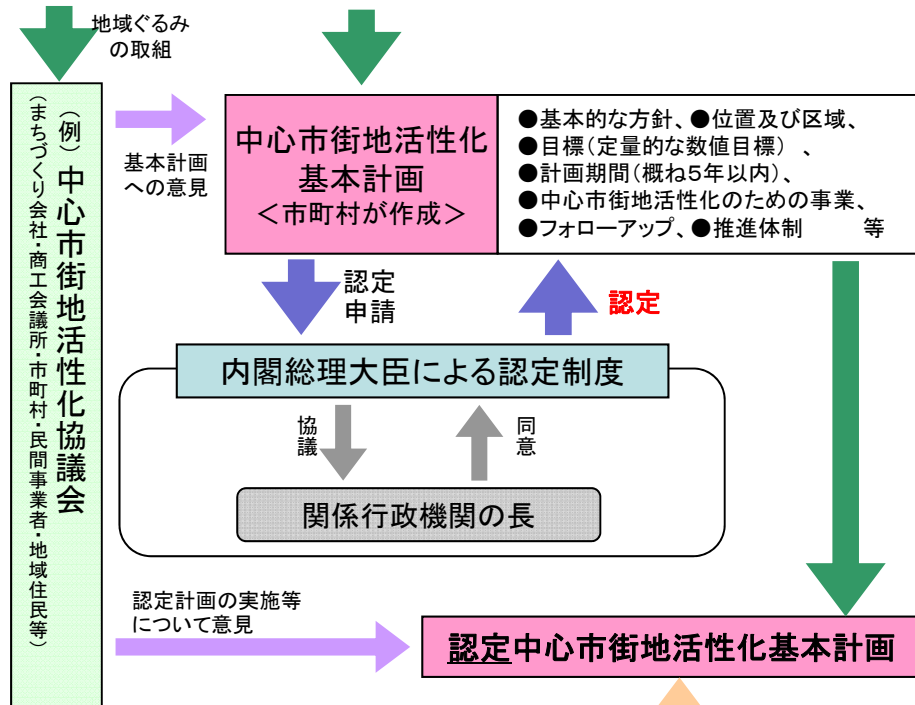
大店法(昭49年～平12年)→大店立地法(平12)、中活法(平10)、都市計画法(平10)

☆その後も、中心市街地の現状は、全体として、依然として厳しい傾向。

中活法・都市計画法の改正(平18)

☆改正中活法に基づき、地方公共団体・地域住民・事業者の主体的な取組に対し、国が集中的かつ効果的に支援。

基本方針(中心市街地活性化本部が案を作成→閣議決定)



認定基本計画への重点的な支援

- 市街地の整備改善
 - ・都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)※
 - (交付率・提案事業枠の拡大)
 - 都市福祉施設の整備
 - ・暮らし・にぎわい再生事業※
 - ・中心市街地共同住宅供給事業※
 - まちなか居住の推進
 - ・街なか居住再生ファンド
 - 商業の活性化等
 - ・中心市街地魅力発掘・創造支援事業
 - ・中心市街地活性化ソフト事業
- ※社会資本整備総合交付金を活用して支援

認定を受けた市及び認定計画

別紙3-2

116市(140計画)(平成25年6月末現在)

北海道	帯広市※、砂川市、滝川市、小樽市、岩見沢市、富良野市、稚内市、北見市、旭川市、函館市	滋賀県	大津市※、守山市、長浜市
青森県	青森市※、三沢市、弘前市、八戸市※、十和田市	京都府	福知山市
岩手県	久慈市、盛岡市、遠野市	大阪府	高槻市
宮城県	石巻市	兵庫県	宝塚市、神戸市(新長田)、尼崎市、伊丹市、丹波市、姫路市、川西市、明石市
秋田県	秋田市、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	鶴岡市、山形市、酒田市、上山市	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	白河市、福島市	鳥取県	鳥取市※、米子市
新潟県	新潟市、長岡市、上越市(高田)、●十日町市	島根県	松江市※
茨城県	石岡市	岡山県	倉敷市、玉野市、津山市
栃木県	大田原市、日光市	広島県	府中市※
群馬県	高崎市	山口県	山口市、下関市、周南市
埼玉県	川越市	香川県	●高松市※
千葉県	千葉市、柏市	徳島県	—
東京都	—	愛媛県	西条市、松山市
神奈川県	小田原市	高知県	四万十市、高知市
山梨県	甲府市	福岡県	久留米市、北九州市(小倉・黒崎)、直方市、飯塚市
富山県	富山市※、高岡市※	佐賀県	小城市、唐津市
石川県	金沢市※	長崎県	諫早市、大村市
福井県	福井市※、越前市、大野市※、敦賀市	熊本県	熊本市(熊本)※、八代市、山鹿市、熊本市(植木)
長野県	長野市※、飯田市、塩尻市、上田市	大分県	豊後高田市※、大分市※、別府市、佐伯市
岐阜県	岐阜市※、中津川市、大垣市	宮崎県	宮崎市、日向市、日南市
静岡県	浜松市、藤枝市※、静岡市(静岡・清水)、掛川市、沼津市	鹿児島県	鹿児島市※
愛知県	豊田市※、名古屋市、豊橋市、東海市、安城市	沖縄県	沖縄市
三重県	伊賀市		

●は今回認定を受けた2市
※印は2期計画の認定を受けた市
下線は計画期間終了の市